

大府市多文化共生推進プラン3

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)



大府市
令和3年2月



はじめに

日本の在留外国人数は増加し続けており、令和元年末現在で約 293 万人、日本で就労する外国人は令和元年 10 月末現在で 166 万人と、それぞれ過去最多を記録しました。本市でも、人口のおよそ 3% を占める約 3,000 人の外国人市民が生活しています。昨今、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振り続けており、今後の外国人市民数の推移に影響を及ぼす可能性が見込まれるものの、外国人市民の数は増加の傾向にあると言えます。

こうした背景においては、外国人市民を含めた全ての市民がそれぞれの能力を発揮し、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合う多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。「大府市多文化共生推進プラン 3」では、そのような社会の実現に向けて、本市の特色を踏まえながら取り組むべき課題と施策の方向性を示しています。本プランを主軸に、各所と協働しながら多文化共生社会の実現に向けた取組をより一層進めてまいります。

結びとなりますが、本プランの策定にあたり貴重な御意見をいただきました大府市多文化共生推進委員を始め、御協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 大府市長 岡村 秀人



このプランの見方

- 本文の用語に「*」がついているものは、30 ページからの「用語集」に内容説明が記載されています。各章（第 2 章は各分野）ごとに、初出の用語に「*」を付記しています。
- 本文の施策に「★」がついているものは、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づく、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策として実施するものです。

目次

第1章 多文化共生推進プラン3の考え方 ……1

- 1 プラン策定の趣旨 ……1
- 2 プランの基本目標・目的・位置付け・計画期間・重点項目 ……2
 - (1) プランの基本目標 - 2 -
 - (2) プランの目的 - 2 -
 - (3) プランの位置付け - 2 -
 - (4) プランの計画期間 - 2 -
 - (5) プランの重点項目 - 2 -
- 3 多文化共生の背景 ……3
 - (1) 国の在留外国人を取り巻く状況 - 3 -
 - (2) 本市における在留外国人の動向 - 6 -
- 4 施策の体系図 ……11

第2章 現状と課題・施策 ……12

- 分野1 情報格差の解消 ……12
 - (1) コミュニケーション支援 - 12 -
- 分野2 生活全般に関わる支援 ……16
 - (1) 住居・労働に関する支援 - 16 -
 - (2) 医療・保健・福祉に関する支援 - 17 -
 - (3) 防災・防犯・交通安全に関する支援 - 19 -
- 分野3 子どもたちの教育支援 ……21
 - (1) 学校に通うための支援 - 21 -
 - (2) 外国人児童生徒が将来自立するための支援 - 24 -
- 分野4 多文化共生の地域づくり ……25
 - (1) 連携と協働による意識づくり - 25 -
 - (2) 地域活動への参画と相互理解の促進 - 27 -

第3章 推進体制 ……29

- 1 推進体制 - 29 -
- 2 各主体に期待される役割 - 30 -

第4章 資料 ……31

- 1 用語集（五十音順） ……31
- 2 大府市の多文化共生施策の変遷 ……34
- 3 大府市多文化共生推進プラン3策定の経過 ……35
- 4 大府市多文化共生推進委員会設置要綱 ……36
- 5 大府市多文化共生推進委員会委員名簿 ……38

第1章 多文化共生推進プラン3の考え方

1 プラン策定の趣旨

本市初となる「大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ（計画期間：平成23年度～平成27年度）」に続く「大府市多文化共生推進プラン2（計画期間：平成28年度～平成32年度）」（以下「プラン2」という。）を策定して5年が経ちました。

この間、本市はプラン2に掲げた「生活に関する情報格差の解消」「子どもたちの教育支援」「誰もが参加する地域づくり」の3つの分野に基づき、様々な施策を実施してきました。

その結果、それぞれの分野において着実な成果を上げつつあります。しかし一方で、取組を進めたことで新たな課題も浮き彫りになりました。そこで、前述の3つの分野のうち「生活に関する情報格差の解消」を「情報格差の解消」と「生活全般に関わる支援」に分け、「誰もが参加する地域づくり」をより具体的に多文化共生に焦点が当たるように「多文化共生の地域づくり」に改め、これらの4つの分野において、引き続き多文化共生への取組を一層推進することを目指し、新たなプランを策定することとしました。

令和元年度に策定された第6次大府市総合計画や大府市地域包括ケア推進ビジョン*に基づく個別計画として、「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」の実現を目指しています。

【 多文化共生の定義 】

プラン2の理念を引き継ぎ、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」を多文化共生と定義します。



2 プランの基本目標・目的・位置付け・計画期間・重点項目

(1) プランの基本目標

「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」

(2) プランの目的

基本目標の「国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり」のため、目指すべき多文化共生社会を明らかにし、本市の特色を踏まえながら課題と取り組む方向性を示すことを目的とします。

(3) プランの位置付け

多文化共生推進プラン3（以下「本プラン」という。）は、本市の多文化共生施策の基本的な方向を示す指針であるとともに、第6次大府市総合計画*の「3-3 国籍・性別を超えて共に支え合うまちづくり」という施策の一端を担う個別計画です。

また、本プランに「日本語教育の推進に関する法律」第5条及び第11条に基づく本市の日本語教育の推進に係る「施策」及びその「基本方針」を含むものとします。

(4) プランの計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

(5) プランの重点項目

【分野1：情報格差の解消】

- ・多言語による行政サービスの推進
- ・日本語学習の支援（小中学校での日本語教育を除く。）

【分野2：生活全般に関わる支援】

- ・外国人市民とともに進める防災

【分野3：子どもたちの教育支援】

- ・学校で困らないための支援

【分野4：多文化共生の地域づくり】

- ・地域における多文化共生のための支援

3 多文化共生の背景

(1) 国の在留外国人を取り巻く状況

我が国では、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、3世までの日系人*の就労が可能となり南米系の在留外国人*数が増加しました。また、平成5年の「技能実習制度」の創設を契機に、アジア系在留外国人数が急速に増加しました。このため、異なる言語、文化、生活習慣などを持つ外国人と日本人が地域社会で共に生きていく多文化共生社会に向けた取組の必要性が高まりました。

こうした状況の下、国は平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生に関する指針を定めました。この指針により、従来の「国際交流」と「国際協力」の柱に加え、「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を一層推進していくという国の方針が示されました。

平成29年11月には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、平成22年に創設された在留資格*「技能実習」について第3号の受入れが可能となり、在留期間が最大5年に拡充されました。

平成30年7月より「日系4世の更なる受入れ制度」が創設され、日系4世の人が来日しやすくなりました。

さらに平成31年4月、「改正入管法」が施行されました。これにより、新たな在留資格「特定技能」が創設され、国は5年間で最大34.5万人にのぼる新たな在留外国人の受入れを見込んでいます。

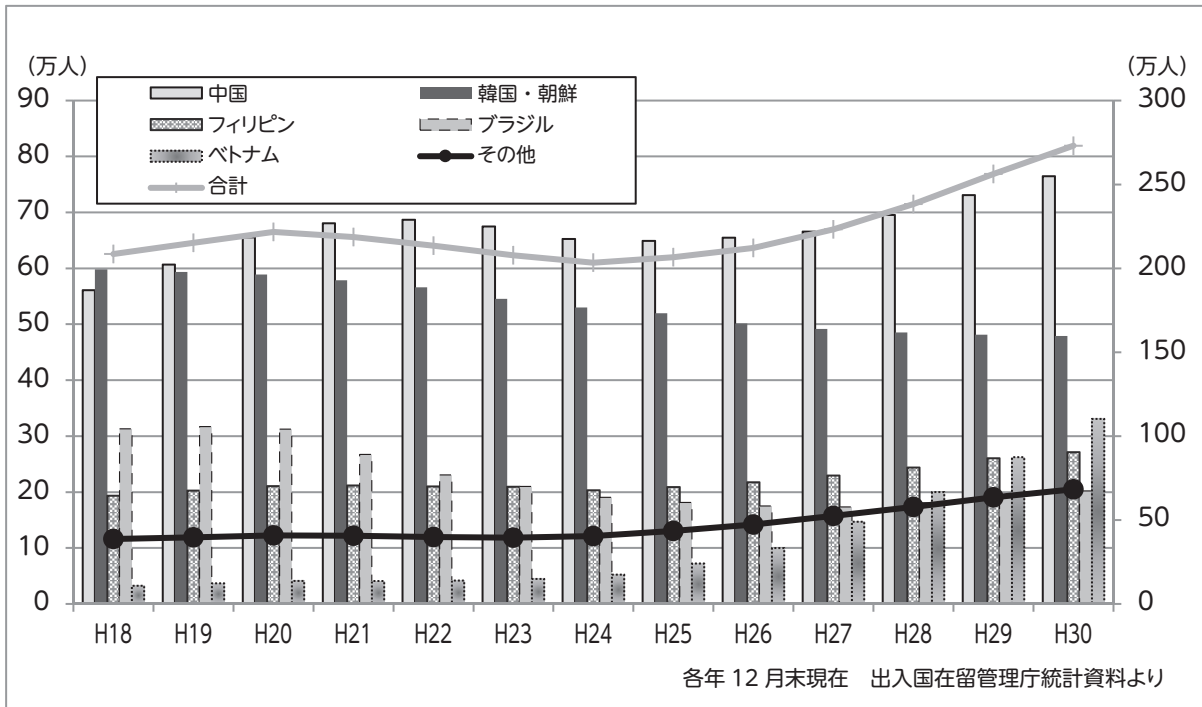
① 国の在留外国人数の推移

我が国の在留外国人数は平成20年までは増加していましたが、リーマンショック*や東日本大震災の影響により一度減少に転じました。特に減少が顕著だったのはブラジルです。しかし、平成25年からは再び増加傾向になり、平成26年以降、増加の幅が大変大きくなっています。

国籍・地域別にみると、特に中国、フィリピン、ベトナムの数が増加しています。在留資格別にみると、「永住者」、「技能実習」、「留学」の数が大きく増加しており、「家族滞在」の数も緩やかに増加しています。平成30年時点で全体の約28%が「永住者」、約12%が「特別永住者」、約7%が「定住者」であり、合わせて約47%が比較的長期に滞在する在留外国人であることが読み取れます。

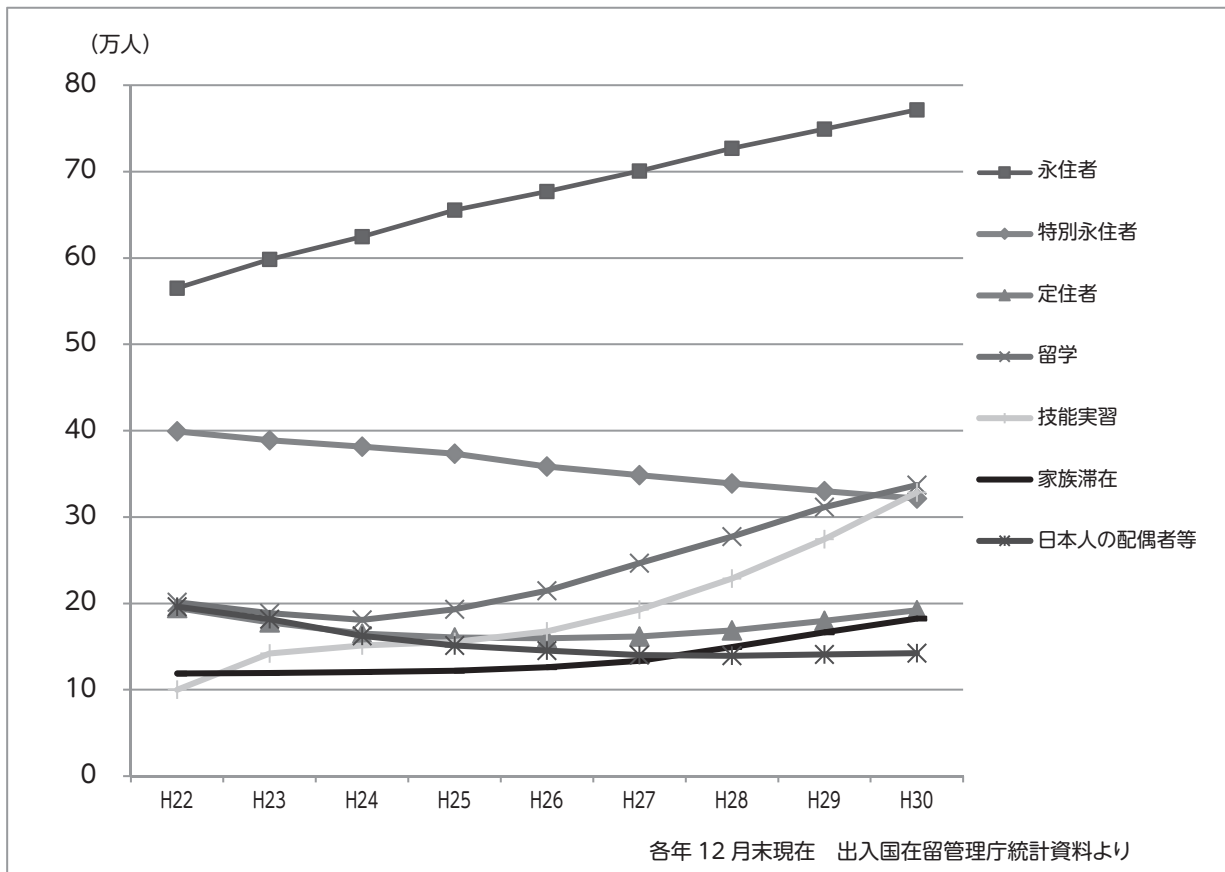
昨今、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、各国が渡航や入国の制限をかけるなど、様々な影響が生じています。今後の国の在留外国人数についても当該感染症の影響を大きく受けることが想定されます。

国の国籍・地域別在留外国人数の推移



・平成 24 年に外国人登録制度*が廃止され、住民基本台帳に基づいた統計に変更されています。(短期滞在や 3 か月以内の在留資格が付与された外国人などは含まれないことになりました。)

国の在留資格別外国人数の推移



主な在留資格と該当例

在留資格	該 当 例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（特別永住者を除く。）
特別永住者	戦前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫
定住者	日系3世
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
技能実習	技能実習生
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
特定技能	特定産業分野に属する、一定の技能を有する業務に従事する外国人

（参照）出入国在留管理庁ウェブサイト



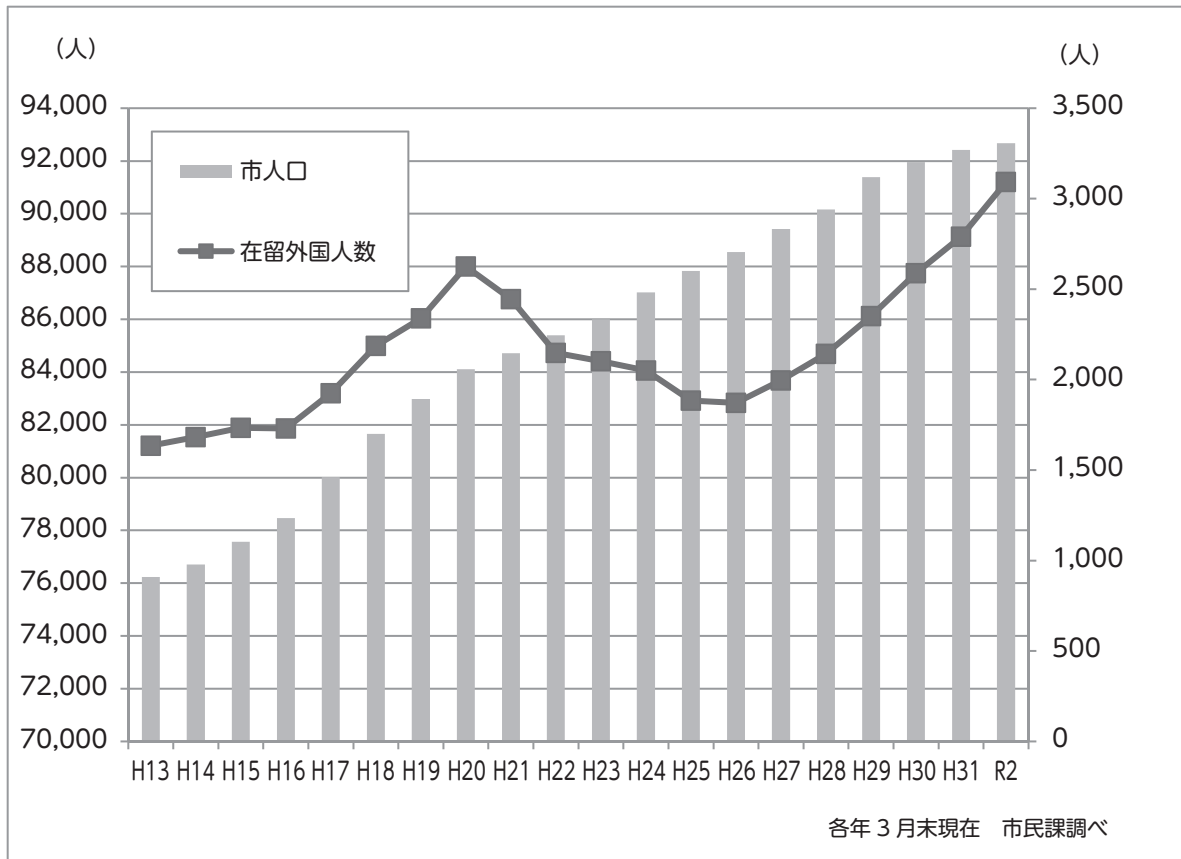
(2) 本市における在留外国人の動向

① 在留外国人数の推移

本市における在留外国人数は、平成 20 年まで急速に増加した後、リーマンショックを契機として平成 21 年から減少傾向に転じましたが、平成 27 年からは再び急速な増加を続けています。

市人口に対する在留外国人数の割合は、令和 2 年には過去 20 年間で最大となる 3.3% に達しました。

大府市の人口と在留外国人数の推移



② 国籍・地域別在留外国人数の推移

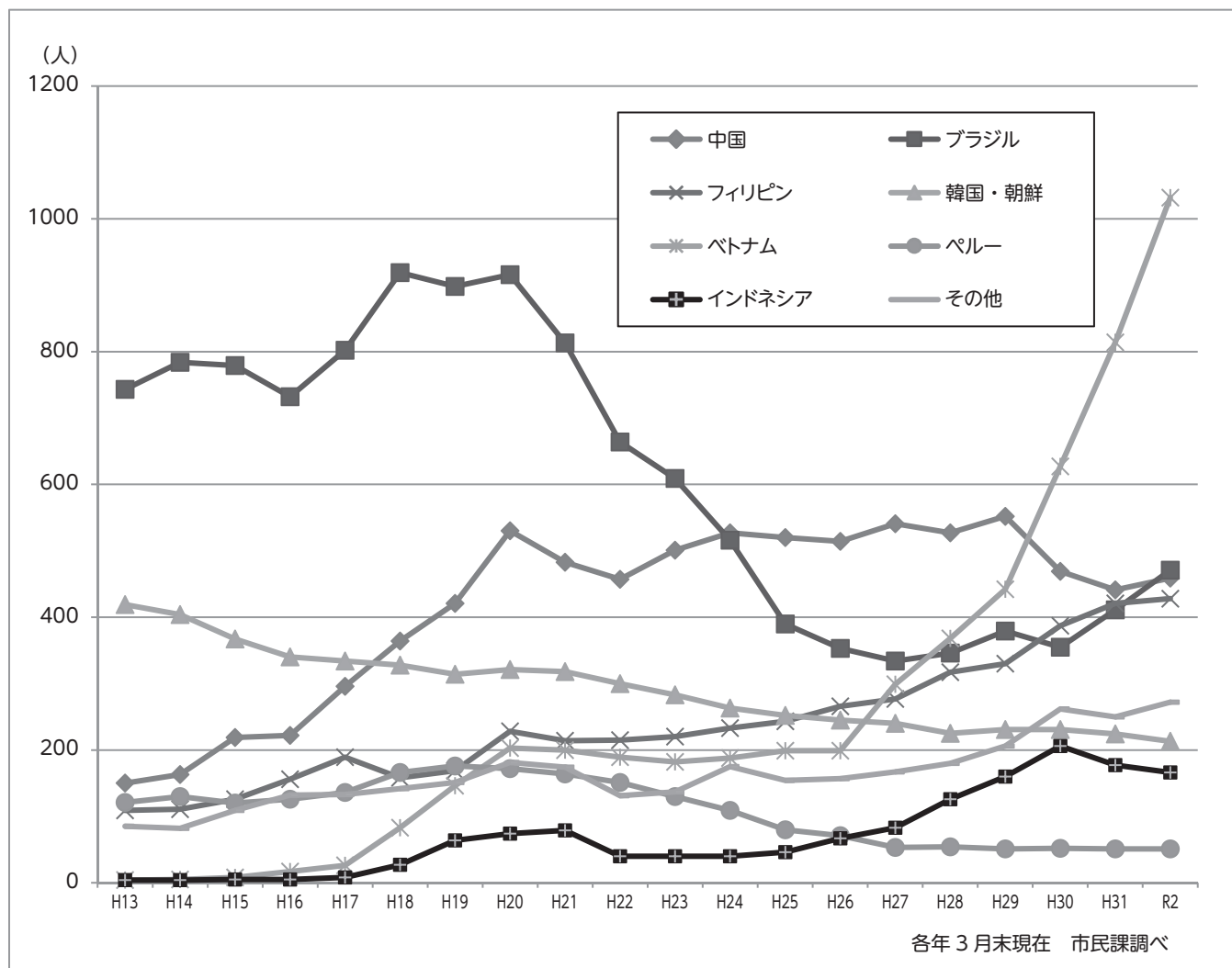
在留外国人数の推移を国籍・地域別にみると、令和2年で最も多いのは、平成27年から急速に増加しているベトナムです。

次に2番目から4番目まではほぼ同じくらいの数でブラジル、中国、フィリピンが続きます。ブラジルは平成21年から平成27年まで急速に減少した後、横ばい状態を経て、平成31年からは再度増加傾向です。中国は平成23年から平成29年までほぼ一定数を保った後、平成30年に減少しそのまま横ばい状態が続いています。フィリピンは平成18年、平成19年の落ち込みを除き増加し続けています。

5番目に多い韓国・朝鮮は緩やかな減少傾向です。

6番目のインドネシアは平成26年から平成30年にかけて増加しましたが、現在はそこからやや減少しています。

大府市の国籍・地域別在留外国人数の推移



③ 国籍・地域別在留外国人の在留資格

在留資格を国籍・地域別にみると、ベトナムは65%が「技能実習」で最も多く、次いで20%の「技術・人文知識・国際業務」、10%の「家族滞在」が続きます。

ブラジルは「永住者」が60%、「定住者」が34%で、合わせて94%と大多数を占めます。

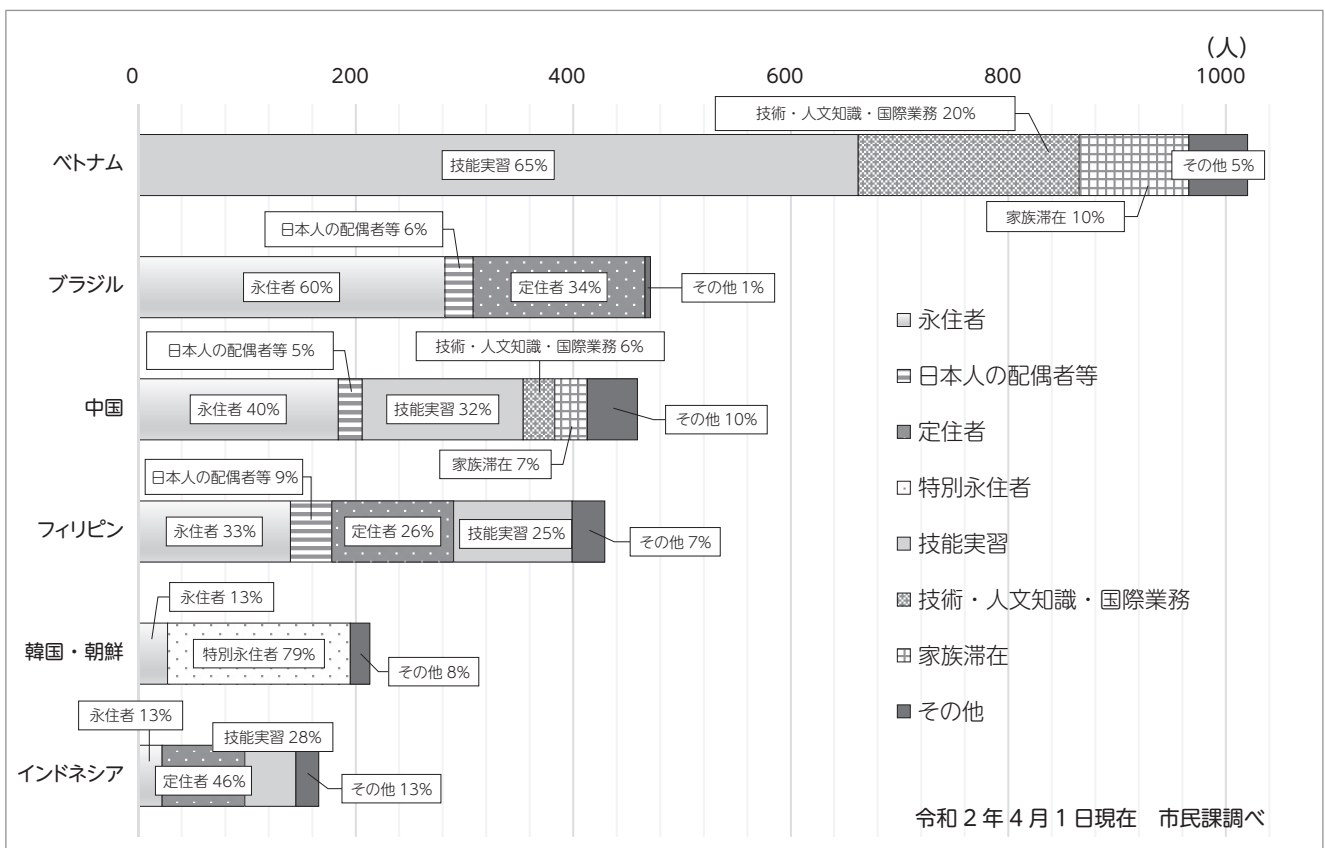
中国は「永住者」が40%、「技能実習」が32%となっており、2つの在留資格が近い比率で分布しているのが特徴です。

フィリピンは「永住者」が33%、「定住者」が26%、「技能実習」が25%であり、3つの在留資格がほぼ同比率で存在しています。

韓国・朝鮮は79%が「特別永住者」で、「永住者」と合わせると92%を占めます。

インドネシアは「定住者」が46%、「技能実習」が28%、「永住者」が13%です。

大府市の国籍・地域別在留外国人の在留資格



- ・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。
- ・5%未満の在留資格は「その他」へ計上しています。
- ・人数が多い順の6国籍・地域について掲載しています。

④ 国籍・地域別在留外国人の年齢構成比

在留外国人の年齢構成比は20代が一番多く38%、次いで30代24%、40代13%と比較的若い労働者世代が多いことが分かります。19歳以下の子ども世代は12%、60代以上は6%です。

主な国籍・地域の年齢構成比をみると、ベトナムは99%が30代までの若い世代です。

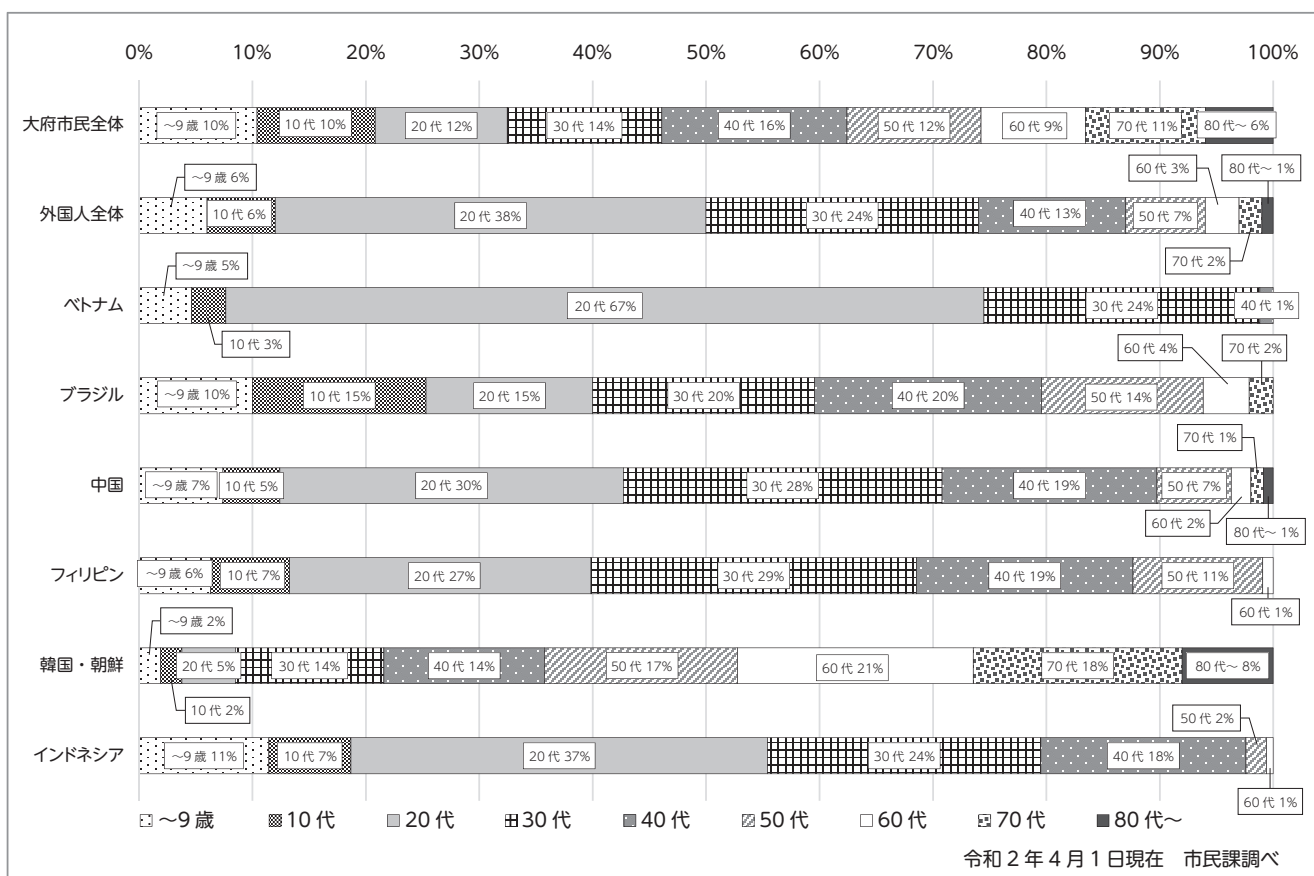
ブラジルは9歳以下が10%、10代と20代が各15%、30代と40代が各20%、50代が14%、60代以上が6%と、各年齢に比較的均一に分布しています。

中国とフィリピンは40代までの世代がそれぞれ89%、88%を占めます。

韓国・朝鮮は約半数の47%が60代以上です。

インドネシアはベトナムと似た傾向で、79%が30代までの若い世代です。

大府市の国籍・地域別在留外国人の年齢構成比



- ・「大府市民全体」のデータのみ、令和2年3月末時点のものを使用しています。
- ・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。
- ・人数が多い順の6国籍・地域について掲載しています。

⑤ 市内小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の状況

本市の小中学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒*数は、令和2年5月現在で93人です。当該児童生徒の約40%がポルトガル語を母語*とします。ほかに、タガログ語*等18%、インドネシア語13%、中国語10%、ベトナム語8%、その他6言語（スペイン語、英語、ネパール語、ウルドゥ語、ウクライナ語、タイ語）12%と、様々な言語を母語とする児童生徒がいます。

母語別の日本語指導が必要な児童生徒数

令和2年5月1日現在 学校教育課調べ

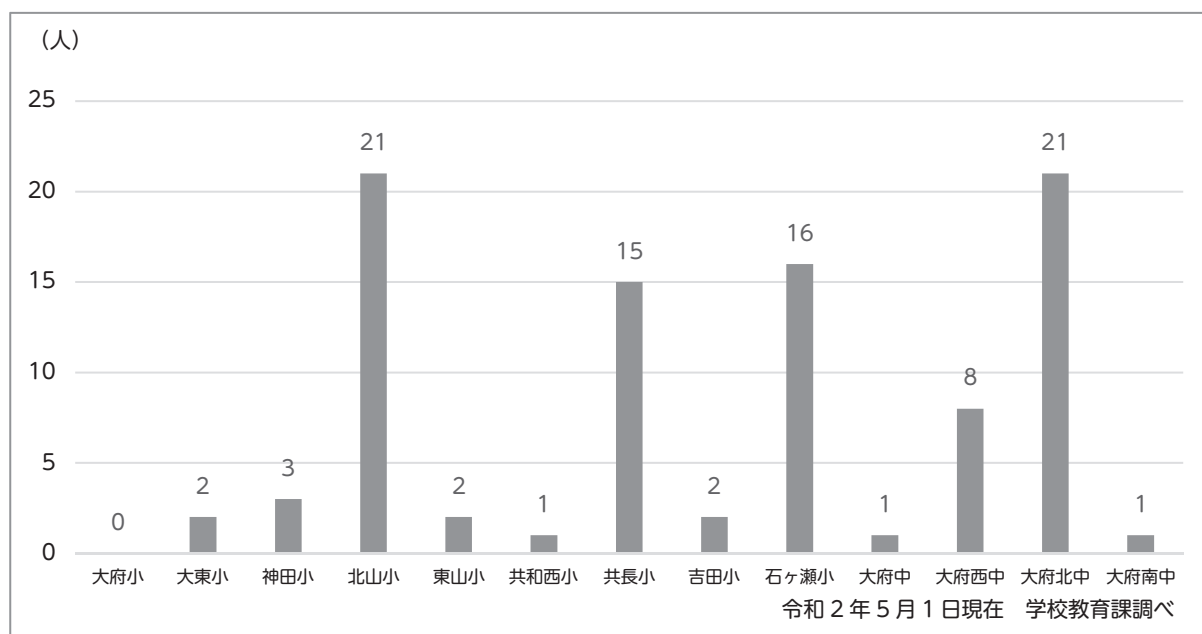
	ポルトガル語	タガログ語等※	インドネシア語	中国語	ベトナム語	その他6言語	合計
小学生	20人 (32%)	13人 (21%)	10人 (16%)	5人 (8%)	6人 (10%)	8人 (13%)	62人 (100%)
中学生	17人 (55%)	4人 (13%)	2人 (6%)	4人 (13%)	1人 (3%)	3人 (10%)	31人 (100%)
合計	37人 (40%)	17人 (18%)	12人 (13%)	9人 (10%)	7人 (8%)	11人 (12%)	93人 (101%)

・小数点第1位を四捨五入しているため、全体が100%にならないこともあります。

・※「タガログ語等」は、タガログ語を始めとするフィリピンの言語を母語とする児童生徒数です。

本市の外国人児童生徒は、北山小学校、共長小学校、石ヶ瀬小学校、大府北中学校に多く在籍していますが、それ以外の小中学校にも在籍しています。

学校別の日本語指導が必要な児童生徒数



4 施策の体系図

【基本目標 国籍を超えて、互いの文化的ちがいを認め合い、共に支え合うまちづくり】

◎：重点項目

分野	施策目標	施策の方向
1 情報格差の解消	1 - (1) コミュニケーション支援	◎①多言語による行政サービスの推進 ◎②日本語学習の支援 (小中学校での日本語教育を除く。) ③「やさしい日本語」使用の推進
2 生活全般に関わる支援	2 - (1) 住居・労働に関する支援	①住宅情報の提供 ②雇用と労働環境の保全
	2 - (2) 医療・保健・福祉に関する支援	①健康づくりの支援 ②福祉や子育て支援サービスの利用支援
	2 - (3) 防災・防犯・交通安全に関する支援	◎①外国人市民とともに進める防災 ②防犯や交通安全の意識啓発
3 子どもたちの教育支援	3 - (1) 学校に通うための支援	①就学への支援 ◎②学校で困らないための支援
	3 - (2) 外国人児童生徒が将来自立するための支援	①学校外での学習支援 ②高校、大学等進学への支援
4 多文化共生の地域づくり	4 - (1) 連携と協働による意識づくり	①多文化共生意識の醸成 ②外国人支援団体の支援
	4 - (2) 地域活動への参画と相互理解の促進	①地域活動の情報提供 ◎②地域における多文化共生のための支援

第2章 現状と課題・施策

分野1 情報格差の解消

本市では、市民が健康で安心・安全な生活を送れるように様々な行政サービスを提供しています。しかし、外国人市民*が日本語をあまり理解できない場合、生活に必要な情報を得られず十分な行政サービスを受けられないことがあります。

こうした情報格差を解消するために、外国人市民に対しては日本語習得を促すとともに情報を翻訳して発信する配慮が必要となります。生活に関する情報格差を解消することは、外国人市民の安心・安全な生活を支援することにつながります。加えて、日本の制度・慣習に対する理解にもつながり、文化のちがいにいかかわらず、市民同士が助け合い共生していくための礎となることも期待できます。

(1) コミュニケーション支援

① 多言語による行政サービスの推進 【重点項目】

外国人市民の中には、日本語や日本の制度、慣習、生活の仕方があまり分からない人もいます。このような外国人市民が日常生活に困らないようにするため、また、地域で安心・安全な生活を送るため、各種情報を翻訳して提供する必要があります。

本市では行政の発行する文書を、英語、ポルトガル語、ベトナム語を中心に、さらに必要に応じて中国語、タガログ語*、インドネシア語、スペイン語に翻訳し、様々な手段で提供しています。これまで順次、翻訳対応言語を拡大し充実を図ってきました。令和2年に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金の申請書を他自治体に先駆けて郵送する際にも、独自で申請書の記入例を6言語に翻訳し「やさしい日本語*」版と共に送付しました。

大府市国際交流協会は、イベント情報や生活に関する重要な情報を掲載した外国人向け生活情報紙『ほほえみ』を6言語（日本語を含む。）で隔月発行しています。

今後も、生活に必要な行政情報の多言語化を推進していく必要があります。

市公式ウェブサイトの中に英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語の多言語情報ページを作成し、休日診療当番医の一覧表、ごみ分別と資源回収の説明ちらし、市循環バス（ふれあいバス）の案内など、特に重要な生活に関する情報を掲載しています。また、市公式ウェブサイトのリニューアルにより、ふりがなを付けることができるようになりました。さらに、市公式ウェブサイトを多言語に自動翻訳できるようにし、利用者の利便性向上を図りました。

引き続き、市公式ウェブサイトを始めとするインターネットによる多言語情報の提供を充実させることが必要です。

さらに、市庁舎には外国人総合窓口「ウェルサポ*」（以下「外国人総合窓口」という。）を開設し、税金、教育、保険、DV など外国人市民からの相談に対応しています。また、転入・転居などの手続きのために来庁した外国人市民に対して「言語別ポケットブック*」を始め、生活に関する重要な情報をまとめた「多言語生活情報セット*」を配布しています。

大府市国際交流協会は、外国人総合窓口にて外国人市民が生活上の困りごとや分からないことを相談できるようにポルトガル語（月 4～8 回）、中国語（月 1 回）、ベトナム語（月 1 回。平成 30 年度まではスペイン語）の外国語相談を受け付けています。英語の相談は市国際交流員が担当しています。相談員は、窓口で相談に応じるほか、必要に応じて市庁舎の様々な部署に同行し、通訳を行っています。ポルトガル語の相談窓口は外国人市民への周知が進んでおり、比較的多くの相談が寄せられますが、その他の言語の相談件数はあまり多くないのが現状です。

この外国語相談に加えて、テレビ電話通訳システム*用タブレットを 2 台、携帯型音声翻訳機*を 23 台（市庁舎 2 台、保健センター 1 台、保育園（保育課含む。）8 台、小中学校 12 台）導入し、窓口や保育園、小中学校などで外国人市民からの相談に円滑に対応したり周囲とコミュニケーションが取れるよう支援したりしています。こうした機器の導入により、外国語相談の開設のない日にも、外国人市民に通訳支援サービスを提供できるようになりました。

今後も引き続き、外国人総合窓口での相談受付や多言語情報の提供を行うとともに、テレビ電話通訳システムや携帯型音声翻訳機等の活用により、日本語での相談が難しい場合に外国語で相談できる環境を整備する必要があります。また、外国語相談、テレビ電話通訳システム、携帯型音声翻訳機について一層周知していく必要があります。

市庁舎や市内の案内表示などの多言語化も進めています。

外国人市民が利用しやすいよう、今後も引き続き市公共施設の看板や案内表示などについて、多言語などでの表記を推進していく必要があります。

ことばや会話に困難のある方とのコミュニケーションを、絵などを用いて支援することを目的に作られたコミュニケーションボード*は、日本語が十分に理解できない外国人と日本人が意思疎通を図る上で助けになると考えられます。

現状、コミュニケーションボードは未設置のため、市庁舎の窓口などに設置し、活用していく必要があります。

② 日本語学習の支援（小中学校での日本語教育を除く。）【重点項目】

母語*での情報が外国人市民にとって最も分かりやすいものではありませんが、外国人市民の母語が多様化する中、数多くの生活情報を必要とされる全ての言語に翻訳することは容易ではありません。一方で、外国人市民が簡単な日本語を理解できるようになれば多く

の生活情報を得ることができます。

大府市国際交流協会（日曜：月2～3回、火曜：月2回）と外国人支援団体*地域多文化ネット WKY（土曜：月4回）の日本語教室が、それぞれ開講されています。いずれの日本語教室も外国人市民が日本語を学習することのできる貴重な場となっていますが、ボランティアにより運営されており、担い手不足が課題です。また、両教室の参加者のほとんどは技能実習生を始めとする比較的短期に滞在する外国人市民であり、「永住者」「定住者」などの在留資格*を持つ外国人市民の参加は少ないのが現状です。

令和元年度からは、国による日本語教室が愛三文化会館（大府市勤労文化会館）で開講されています。この日本語教室は、安定的な就労を目指す、比較的長期滞在が見込まれる在留資格を持つ外国人が対象とされています。

外国人市民が自ら日本語を学び言葉の壁を乗り越えて生活できるよう、今後も日本語教室の継続的な開催を維持していく必要があります。具体的には、日本語教室の設置のほか、担い手不足の解消を目的とした日本語教室ボランティアに関心のある方と各日本語教室との橋渡しを行うマッチング支援や、日本語教室ボランティアのための研修会の開催などが挙げられます。また、「永住者」「定住者」などの在留資格を持つ外国人市民に対しても日本語教室への継続的な参加を呼びかけていく必要があります。

③ 「やさしい日本語*」使用の推進

前述のとおり、数多くの生活情報を必要とされる全ての言語に翻訳することは困難です。一方で、簡単な日本語やひらがなであれば理解できる外国人も少なくありません。「やさしい日本語」は外国人にとって分かりやすく、外国語を話すことのできない日本人が外国人とコミュニケーションを取る上で有効な手法のひとつです。本市は「やさしい日本語」に関する研修を実施したり、国際交流員が職員向けに「やさしい日本語ガイド」を発行したりすることで「やさしい日本語」使用の啓発に努めています。

今後も「やさしい日本語」の有用性について啓発していく必要があります。



◇施策目標 1 – (1) コミュニケーション支援

施策の方向	具体的施策
<div data-bbox="248 338 588 389" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">重点項目</div> <p data-bbox="248 647 533 725">①多言語による 行政サービスの推進</p>	<p data-bbox="630 333 855 365">ア 行政文書翻訳 生活に必要な行政文書を多言語に翻訳します。</p> <p data-bbox="630 423 1193 454">イ インターネットによる多言語情報の提供 市公式ウェブサイトへの多言語情報の掲載を行います。</p> <p data-bbox="630 512 1345 678">ウ 外国人総合窓口等での多言語支援サービスの提供 外国語相談のほか、テレビ電話通訳システムや携帯型音声翻訳機等を活用して多言語でのサービス提供を行います。関係課と連携し有用な情報提供に努めます。</p> <p data-bbox="630 692 1166 723">エ 公共施設等の表記の多言語化等の推進 市内の公共施設等の案内表示や看板等について、多言語や「やさしい日本語」での表記を推進します。</p> <p data-bbox="630 826 1193 857">オ コミュニケーションボードの利用の推進 市役所窓口や市公共施設、店舗等で利用できるようコミュニケーションボードを作成し、利用を推進します。</p>
<div data-bbox="248 1059 588 1111" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">重点項目</div> <p data-bbox="248 1144 584 1267">②日本語学習の支援 (小中学校での日本語教育を除く。)</p>	<p data-bbox="630 1055 948 1086">ア 日本語教室の開催 ★ 外国人市民が日本語を学習する場として、日本語教室の開催を支援します。教室への継続参加を促すとともに、在留資格「永住者」や「定住者」等を対象とした日本語教室の開催を検討します。</p>
<p data-bbox="248 1350 515 1429">③「やさしい日本語」 使用の推進</p>	<p data-bbox="630 1350 1066 1382">ア 「やさしい日本語」使用の啓発 「やさしい日本語」の有用性について啓発します。</p>

★印の施策は、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づく、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策として実施するものです。



分野 2 生活全般に関わる支援

日本語が十分に理解できない外国人市民*が安心・安全な日常生活を送ることができるよう、住居・労働、医療・保健・福祉、防災・防犯・交通安全など生活全般に関わる各分野において、翻訳した情報の提供などの支援が必要です。

(1) 住居・労働に関する支援

① 住宅情報の提供

本市は、ポルトガル語で市営住宅の情報提供をしています。県営住宅については、パンフレットの一部分がポルトガル語、英語、中国語、スペイン語に翻訳されています。

公営住宅*は住宅セーフティネット*のひとつであるため、今後も外国人市民に対して住宅情報や住居に関する支援情報の提供を続けていく必要があります。

② 雇用と労働環境の保全

雇用や労働に関する外国人市民からの相談については、外国人総合窓口「ウェルサポ*」で対応しており、必要に応じて外部の相談窓口にもつないでいます。外国人労働者相談コーナー（通訳）の設置された労働局や労働基準監督署、専門援助部門のある職業安定所（ハローワーク）など、適切な相談先を案内しています。

このように外部の相談窓口と連携して対応する体制の構築を図るため、本市は刈谷職業安定所の主催する外国人就業支援事業連絡会議に参加しています。また、外国人市民を比較的多く雇用する市内の事業者とも適宜情報交換を行っています。

引き続き、雇用や労働に関する外国人市民からの相談を受け付けるとともに、相談内容に応じた適切な相談窓口を案内できるよう、専門機関との連携体制の構築を続けていく必要があります。また、市内の事業者との情報交換を行い、当該事業者や外国人市民に対して労働に関する情報提供を行うことも必要です。

◇施策目標 2 – (1) 住居・労働に関する支援

施策の方向	具体的施策
①住宅情報の提供	ア 住宅情報の提供 外国人市民に市営住宅・県営住宅等の情報を提供します。 イ 住居に関する支援情報の提供 住居に関する各種支援の情報を提供します。
②雇用と労働環境の保全	ア 就労、労働問題に関する相談の受付 就労や労働に関する相談を受け付けます。 イ 就労、労働問題に関する専門機関との連携 相談に対し専門機関と連携できるよう体制を整えます。 必要に応じて事業者や外国人市民へ情報提供します。

(2) 医療・保健・福祉に関する支援

① 健康づくりの支援

本市では、休日診療当番医の一覧表を英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、タガログ語*に、保健センターの年間行事予定表を英語、ポルトガル語、ベトナム語にそれぞれ翻訳して市公式ウェブサイトの多言語情報ページに掲載しています。市内病院の一覧表は市公式ウェブサイトに掲載するとともに「多言語生活情報セット*」として配布しています。

愛知県内では、あいち医療通訳システム「AiMIS*」の運用が平成24年度から始まり、機会を捉えてこのシステムについて外国人市民へ周知しています。

今後も引き続き、健康づくりに関する情報を多言語で提供するとともに、愛知県と連携しながらあいち医療通訳システムの外国人市民への周知を図っていく必要があります。

② 福祉や子育て支援サービスの利用支援

福祉や子育て支援サービスに関する情報についても、適宜翻訳しています。これらの情報は日常生活に深く関わるため、引き続き精力的に翻訳を進めていく必要があります。また、保育園の入所案内を始めとする子育てに関する重要な情報は市公式ウェブサイトでも掲載しており、多言語に自動翻訳できるようになっているため、市の情報提供のツールについて周知していく必要があります。

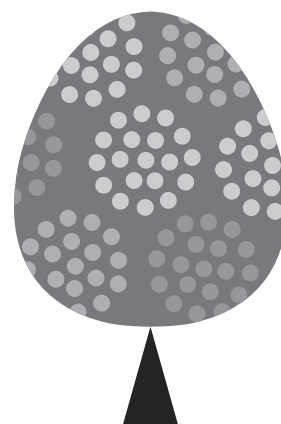
福祉や子育てに関する外国人市民からの相談は、外国人総合窓口でも受け付けています。引き続き、高齢、障がい、出産、育児など福祉や子育て支援サービスに関する相談を受け付けるとともに、相談内容に応じた適切な相談窓口を案内できるよう、専門機関との連携体制を構築していくことが必要です。

さらに、将来的に外国人市民の高齢化が進んでいくことが予測されるため、日本語が十分に理解できない高齢者の増加に備え、介護サービスなどの利用について相談できる体制を整えていく必要があります。



◇施策目標 2 – (2) 医療・保健・福祉に関する支援

施策の方向	具体的施策
①健康づくりの支援	<p>ア 行政文書翻訳【再掲】 保健に関する情報を多言語に翻訳します。</p> <p>イ インターネットによる多言語情報の提供【再掲】 市公式ウェブサイトへの多言語情報の掲載を行います。</p> <p>ウ 「あいち医療通訳システム」の周知 外国人市民に対し、当該システムの周知を図ります。</p>
②福祉や子育て支援サービスの利用支援	<p>ア 行政文書翻訳【再掲】 福祉や子育て支援サービスに関する情報を翻訳します。</p> <p>イ インターネットによる多言語情報の提供【再掲】 市公式ウェブサイトへの多言語情報の掲載を行います。</p> <p>ウ 福祉、子育てに関する相談の受付 福祉や子育てに関する相談を受け付けます。</p> <p>エ 福祉、子育て支援に関する専門機関との連携 相談に対し専門機関と連携できるよう体制を整えます。</p> <p>オ 介護サービス利用の支援 外国人市民が介護サービスを利用できるよう、必要に応じて相談窓口を設置するとともに、言語的支援を行います。</p>



(3) 防災・防犯・交通安全に関する支援

① 外国人市民とともに進める防災【重点項目】

災害の被害を最小限に抑えるためには日常的な災害への備えが重要です。外国人市民は「大府市地域防災計画*」によって災害時に支援を必要とする要配慮者として位置付けられています。一方で、高齢者の比率が比較的少ない外国人市民には、大きな災害の発生時には自分の身を守るとともに可能な範囲で周囲の人を助ける役割を担ってもらうことも期待されます。いざというときに自助・共助の担い手となってもらうためには、災害や防災についての知識・情報を身につけてもらうことが重要です。

本市では、「大府市防災ガイドブック*」を英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語で作成し、外国人総合窓口で配布しています。

今後も引き続き、配布を続けていく必要があります。

毎年、大府市防火危険物安全協会が「外国人のための防災講座」として、座学のほか、地震体験や消火器、AED の使用方法を学ぶ機会を提供しています。この講座は、平成 16 年度から開催しており、外国人市民を災害弱者としてのみ捉えるのではなく、助ける側になってもらうことも意識して実施されています。

今後も、外国人市民に勉強や訓練の機会を提供して防災意識を高めてもらう必要があります。

「大府市防災ガイドブック」は、市公式ウェブサイトからも閲覧できます。また、災害時の緊急情報を市公式ウェブサイトや市公式ツイッターを用いて提供しています。

情報を元に外国人市民が迅速に避難できるよう、こうしたツールを外国人市民に十分周知していく必要があります。加えて、フェイスブックなどの SNS への防災情報の掲載を検討していきます。

大きな災害の発生時は、多くの外国人市民が市内の避難所に避難することが想定されます。日本語が十分に理解できない外国人市民にも分かりやすいように、各避難所でピクトグラム*が用いられています。

このピクトグラムが適切に活用されるよう、避難所運営訓練等での周知が必要です。また、発災時に備えて「多言語情報翻訳システム*」や「災害時多言語表示シート*」、携帯型音声翻訳機等のコミュニケーションツールの確保も必要です。愛知県や愛知県国際交流協会の情報も活用しながら、市内事業者とも連携しつつ、当事者である外国人市民とともに大きな災害への備えを進める必要があります。

② 防犯や交通安全の意識啓発

本市では不審者に関する情報が小中学校のメールマガジンで配信されています。

このメールマガジンを多言語化する、あるいは多言語に容易に翻訳できるツールを使うなど、外国人市民にとってより分かりやすいものとなるような工夫について、検討を進めていく必要があります。

日本の交通安全に関するルールやマナーを学ぶことは、自動車や自転車を運転する外国人市民が自らと周囲の安全を守るために重要です。また、万が一の事故の際は高額な賠償責任を負うこともあるため、保険への加入を推奨していく必要があります。自転車の交通マナー啓発ちらしを作成し、言語別ポケットブック*にも交通安全啓発について掲載しています。

引き続き、交通安全や保険加入の必要性について、啓発を図る必要があります。

◇施策目標 2 – (3) 防災・防犯・交通安全に関する支援

施策の方向	具体的施策
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">重 点 項 目</div> <p>①外国人市民とともに進める防災</p>	<p>ア 多言語防災ガイドブックの作成 防災ガイドブックを多言語で作成します。</p> <p>イ 防災学習機会の提供 外国人市民が防災について学ぶ機会を提供します。</p> <p>ウ インターネットによる多言語情報の提供【再掲】 緊急情報を配信するツイッターについて周知します。市公式ウェブサイト、フェイスブック等のSNSに情報を掲載します。</p> <p>エ 災害時のコミュニケーションツールの確保 避難所等で日本語が十分に理解できない外国人市民とコミュニケーションが取れるよう環境を整えます。</p>
<p>②防犯や交通安全の意識啓発</p>	<p>ア インターネットによる緊急情報の発信 不審者情報等の緊急性の高い情報について、利用者が多言語で情報を得ることができるようにします。</p> <p>イ 交通安全に関する情報の提供 外国人市民に対し、交通安全に関する情報を提供します。</p>

分野 3 子どもたちの教育支援

次代を担う子どもたちには、国籍や母語*を問わず十分な教育が受けられる環境を整える必要があります。

外国人児童生徒*が日本人の児童生徒と等しく学校に通い、日本語や教科を学び、将来の自立に向け主体的に進路を決定し歩んでいけるよう、支援が必要です。

(1) 学校に通うための支援

① 就学への支援

外国籍の子どもたちは義務教育の対象とはなっていません。しかしながら本市では就学时健康診断の際に市立小学校、外国人学校、私立小学校などへの就学の意向確認を行っています。いずれの学校にも就学する意向が確認できない子どもの保護者に対しては、家庭訪問などにより市立小学校への就学を促しています。

学齢期の子どもたちが学校で教育を受けられるよう、引き続き、就学の確認を行う必要があります。外国人総合窓口「ウェルサポ*」も活用し、就学確認に努めます。

また、日本語が十分に理解できない小学校入学前の子どもを持つ保護者へ、多言語や「やさしい日本語*」で小学校に関する情報提供を行っています。

この取組は、不就学*を防止するとともに就学前の疑問や不安を抱えた保護者と子どもを支援することにもつながるため、引き続き、情報を提供していく必要があります。

② 学校で困らないための支援 【重点項目】

各小中学校において日本語指導が必要な児童生徒*が一定数を超えた場合、愛知県教育委員会より日本語指導担当教諭*が配置されます。この教諭が中心となり、対象児を別教室で指導する取り出し指導や、在籍学級で対象児に付き添う入り込み指導を行っています。このような教諭の配置がない場合は既存の体制で対応することになり、各校の教諭が兼務して取り出し指導などに対応しています。外国人支援団体*クリアンサの会は日本語指導ボランティアとして小学校の取り出し指導や入り込み指導のサポートを行っています。

取り出し指導や入り込み指導は日本語指導が必要な児童生徒にとって大きな助けになっているものの、取り出し指導のできる時間は限られているため、集中して日本語を学習できる環境が十分ではありません。当該児童生徒の日本語の習得度合いによっては教諭や本人の負担が大きくなっている現状があります。

日本語指導が必要な児童生徒に対し日本語初期指導*の時間を設けることで、集中して日本語を学ぶことのできる環境を整えていく必要があります。また、外国人市民*の子どもたちが小学校で戸惑うことなく早期に学校生活に適応できるよう、就学前児*への支援の方法についても検討が必要です。また、日本語指導担当教諭の配置の充実も求められます。

さらに、母語による外国人児童生徒への支援のため、本市独自に日本語と外国語を話すことのできる日本語・母語指導員の派遣を行っています。日本語・母語指導員は取り出し指導のサポートを行うほか、学校生活や行事などについて外国人児童生徒や保護者に母語で説明したり、必要に応じて家庭訪問に同行したりしています。

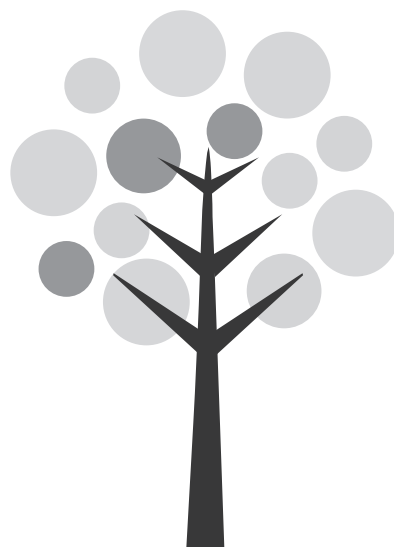
このように日本語・母語指導員は、外国人児童生徒とその保護者を支え、学校との架け橋となる役割を担っており、引き続き、派遣を続ける必要があります。

本市では、入学説明会や放課後クラブ入所案内などの学校関連の説明資料のほか、学校便り等の小中学校から保護者に発信する文書の翻訳を行っています。

今後も日本語が十分に理解できない保護者のサポートのため、必要に応じて翻訳を行う必要があります。また、自動翻訳の機能を備えたフェイスブックなどの SNS を活用した情報提供についても検討していきます。

また、小中学校には全 12 台の携帯型音声翻訳機*を導入しています。

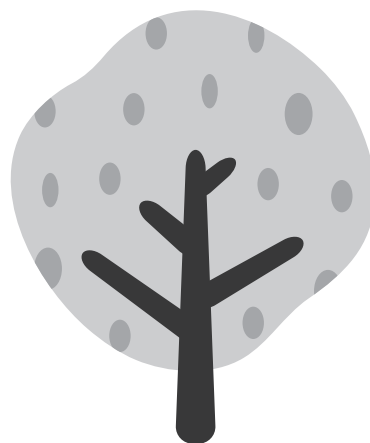
導入された翻訳機を日本語指導が必要な児童生徒や日本語が十分に理解できない保護者とのコミュニケーションツールのひとつとして活用し、相互理解を図っていく必要があります。



◇施策目標 3 – (1) 学校に通うための支援

施策の方向	具体的施策
<p>①就学への支援</p>	<p>ア 就学時健康診断案内の送付と就学確認 ★ 就学時健康診断案内の送付と就学の確認を行います。</p> <p>イ 不就学児家庭訪問 ★ 市内の小学校に通っていない外国人児童のうち、他の学校への通学が確認できない子どもについて家庭訪問を行います。</p> <p>ウ 就学前児を持つ保護者への情報の提供 ★ 就学を控えた子どもの保護者に対し、小学校生活に関する情報を提供します。</p>
<p>重点項目</p> <p>②学校で困らないための支援</p>	<p>ア 外国人児童生徒の日本語学習の支援 ★ 外国人児童生徒に対して日本語初期指導を実施します。また、就学前児に対する支援についても検討します。</p> <p>イ 日本語指導担当教諭の配置の充実 ★ 日本語指導担当教諭の配置の充実を図ります。</p> <p>ウ 日本語・母語指導員の派遣 ★ 日本語・母語指導員を各小中学校に派遣します。</p> <p>エ 「学校便り」等の翻訳 必要に応じて、学校から家庭への文書の翻訳を行います。自動翻訳の機能を備えた SNS の活用についても検討します。</p> <p>オ 翻訳機の配備 外国人児童生徒やその保護者とのコミュニケーションツールとして、携帯型音声翻訳機を活用します。</p>

★印の施策は、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づく、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策として実施するものです。



(2) 外国人児童生徒が将来自立するための支援

① 学校外での学習支援

学校外での学習支援教室は、外国人児童生徒の日本語能力や学力の向上に加えて、居場所や仲間づくりの機会が増えるという意味でも大変意義深い場であると言えます。本市では、市内中学生を対象とした学習支援事業「まなポート」が市内公民館4館で開講されています。また、外国人支援団体クリアンサの会及び地域多文化ネットWKYによる外国人児童生徒を対象とした学習支援教室も実施されています。

今後もこうした学校外での学習支援教室が継続的かつ安定的に実施されるよう支援していく必要があります。また、当該教室の情報を外国人児童生徒に提供することで参加を促進していく必要があります。

② 高校、大学等進学への支援

外国人児童生徒の保護者の中には、日本の高校や大学等への進学の仕組みについてあまり詳しくない保護者もいます。中学校では生徒やその保護者に対して進路説明会を行っていますが、外国人支援団体地域多文化ネットWKYも外国人児童生徒と保護者向けの進路説明会を開催しています。

外国人児童生徒が日本の進学の仕組みを十分に理解した上で、将来の自立に向けて主体的に進路を決定し未来に向けて歩んでいけるよう、彼らとその保護者に対し進学の仕組みなどの進路に関する情報提供を行う必要があります。

◇施策目標3 – (2) 外国人児童生徒が将来自立するための支援

施策の方向	具体的施策
①学校外での学習支援	ア 外国人児童生徒を対象とした教室の開催支援 外国人児童生徒が参加可能な教室の開催を支援します。 イ 多様な学習の場の情報提供 学習支援情報を外国人児童生徒に提供します。
②高校、大学等進学への支援	ア 進路に関する情報の提供 ★ 外国人児童生徒及びその保護者に対し、日本の進学の仕組みについて、情報提供を行います。

★印の施策は、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づく、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策として実施するものです。

分野 4 多文化共生の地域づくり

日本で暮らす外国人と日本人の間には「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」という3つの壁があると言われています。「言葉の壁」は日本語を十分理解できないことによる壁、「制度の壁」は日本で暮らす上で重要な制度があることを知らない、理解できていないことによる壁、「心の壁」は国籍、文化、慣習などのちがいがから双方が積極的な関わりを避けてしまったり誤解が生じたりすることによる壁です。中でも外国人市民*が地域で暮らしていく上で大きな障壁となりやすいのが「心の壁」であり、多文化共生社会実現のためには、この障壁を相互に少しずつでも払拭していくための取組が必要です。

「心の壁」を取り除くには、交流を通じてお互いに相手の文化や慣習、置かれている立場や抱えている問題などを知り、相互に理解し合うことが有効であると思われます。

(1) 連携と協働による意識づくり

① 多文化共生意識の醸成

本市では、多文化共生意識を醸成する一助となる様々なイベントや講座が実施されています。大府市国際交流協会は、外国料理交流会や国際交流デーなどを通じて外国人市民と日本人市民の交流の場を提供しています。市内公民館や石ヶ瀬会館などでは、外国の文化を知る講座や国際交流員による国際理解講座が実施されており、日本人市民が外国の文化や慣習を学ぶ場となっています。

また、本市は大府東高等学校とエルウッド・カレッジが姉妹校提携を結んだことを契機にオーストラリアのビクトリア州ポート・フィリップ市と姉妹都市提携を結び、職員交換派遣事業や姉妹都市提携周年記念事業などの各種交流事業を実施してきました。現在は、大府東高等学校とエルウッド・カレッジ、石ヶ瀬小学校とセント・キルダ小学校の姉妹校交流、中学校の代表生徒を派遣する中学生海外派遣事業など主に教育分野での交流が主となっています。さらに、大府高等学校とウィンザー・セカンダリー・スクールとの交流をきっかけとしてカナダのノース・バンクーバー地区とのつながりが生まれ、交流に向けた調整を進めています。姉妹都市交流事業は外国文化を体験し外国人と直接交流する機会として有益であり、国際的な視野を持った人材の育成に貢献しています。

広報おおぶには国際交流員のコーナーを設け、国際交流や多文化共生に関するコラムを掲載して多文化共生意識を高めるための啓発を行っています。

イベントなどで直接交流する経験や世界各国の多様な文化を体験し学ぶ経験はお互いを理解する第一歩と言えるため、これらの事業を継続的に実施する必要があります。

今後も引き続き、姉妹都市交流を推進するとともに、様々な縁を通じた新たなまちとの交流についても検討していきます。姉妹都市交流の成果をより多くの市民に広く還元することのできる交流の形を検討していくことが必要です。

② 外国人支援団体の支援

大府市国際交流協会は、外国人市民の支援だけでなく外国人市民と日本人市民の橋渡しを行い、多文化共生意識を醸成する旗振り役としても重要な役割を果たしています。

本市は引き続き、大府市国際交流協会の活動に対し支援を行います。

このほかにも外国人支援団体*のフリアンサの会や地域多文化ネット WKY が外国人市民のために活動しています。

ボランティア不足が各団体の共通課題のひとつであり、ボランティアの育成やマッチング支援をしていく必要があります。また、外国人市民に対して各団体の活動情報を提供するとともに、小中学校との橋渡しを行うなど、各団体による支援策がより多くの外国人市民に届くよう支援を行う必要があります。

◇施策目標 4 – (1) 連携と協働による意識づくり

施策の方向	具体的施策
①多文化共生意識の醸成	<p>ア 大府市国際交流協会の活動の支援 大府市国際交流協会が行う多文化共生意識の醸成のための事業について、支援を行います。</p> <p>イ 公民館や石ヶ瀬会館における講座等の実施 多文化共生に関する講座等を実施します。</p> <p>ウ 中学生海外派遣事業 市内中学生を海外に派遣します。</p> <p>エ 姉妹都市交流 姉妹都市との交流事業を実施します。</p> <p>オ 国際交流員による国際理解講座の実施 保育園等で国際理解講座を実施します。</p> <p>カ 多文化共生意識を醸成するための啓発の実施 広報おおぶや市公式ウェブサイト等を通じて、多文化共生に関する情報発信を行います。</p>
②外国人支援団体の支援	<p>ア 大府市国際交流協会の活動の支援【再掲】★ 事業内容について検討しながら、予算の範囲内で大府市国際交流協会の活動に対し、補助を行います。</p> <p>イ 外国人支援団体の活動の支援★ 外国人市民や支援者に対し、外国人支援団体の活動情報を提供します。必要に応じて、小中学校との橋渡しを行います。</p>

★印の施策は、国の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づく、地域の状況に応じた日本語教育の推進に関する施策として実施するものです。

(2) 地域活動への参画と相互理解の促進

① 地域活動の情報提供

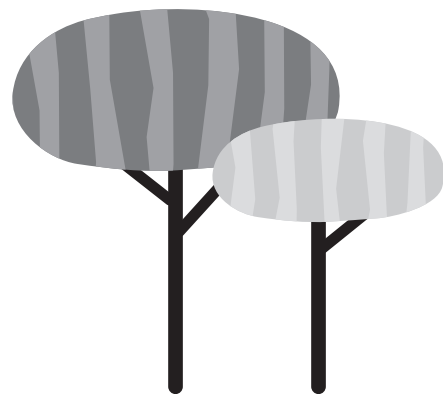
本市では、自治会が日々の生活を送る中で起こる災害、住環境、防犯、交通、福祉などの分野における課題の解決に向けて様々な活動を展開し、地域住民が安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を行っています。また、自治会への加入案内を翻訳し、外国人総合窓口*で配布しています。

引き続き、自治会への加入を呼びかけ、地域活動への参加を促進していきます。

② 地域における多文化共生のための支援 【重点項目】

外国人市民が増加し多国籍化する中、外国人市民を受け入れる地域への支援も必要です。時には、外国人市民が日常生活のルールを守っていないという地域からの相談が寄せられることがあります。「言葉の壁」や「制度の壁」により一部の外国人市民がルールや文化、慣習について知らない、十分に理解できていないことが一因と思われます。

自治区などの地域が発信する情報を翻訳することで、外国人市民に地域からの情報が伝わりやすくなるよう支援していく必要があります。さらに、地域に対して多文化共生に関する情報提供を行ったり、外国人雇用企業に生活習慣の理解を深めるための説明時間を設けるよう依頼したりするなど、相互理解を促進していくことが必要です。外国人総合窓口で地域からの外国人市民に関する相談を受け付けていることを地域へ積極的に発信し、地域が相談しやすい体制を整えていくことも求められます。こうした取組により、外国人市民の地域における防災訓練など防災活動への参加促進を支援していきます。



◇施策目標 4 – (2) 地域活動への参画と相互理解の促進

施策の方向	具体的施策
①地域活動の情報提供	<p>ア 外国人市民の自治会活動参加の促進 外国人総合窓口等において、外国人市民に対し、自治会活動への参加を促す情報の提供を行います。</p>
<div data-bbox="248 488 590 544" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">重点項目</div> <p>②地域における多文化共生のための支援</p>	<p>ア 自治区等地域や事業者等への情報提供及び協力の依頼 自治区や事業者等に対し、多文化共生に関する情報の提供を行います。また、生活習慣の理解等を深めるため、協力の依頼を行います。</p> <p>イ 自治区等が発信する情報の多言語化 自治区等が発信する情報を翻訳して提供します。</p> <p>ウ 外国人市民に関する相談の受付 外国人総合窓口等で外国人市民を受け入れる地域の困りごとについて、相談を受け付けます。</p> <p>エ 外国人市民の地域における防災活動参加促進の支援 地域での防災訓練や防災教室等への外国人市民の参加について支援します。</p>

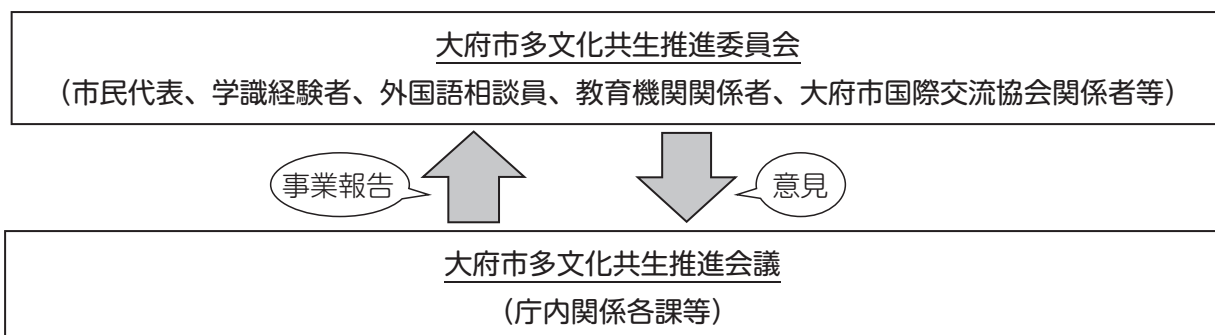
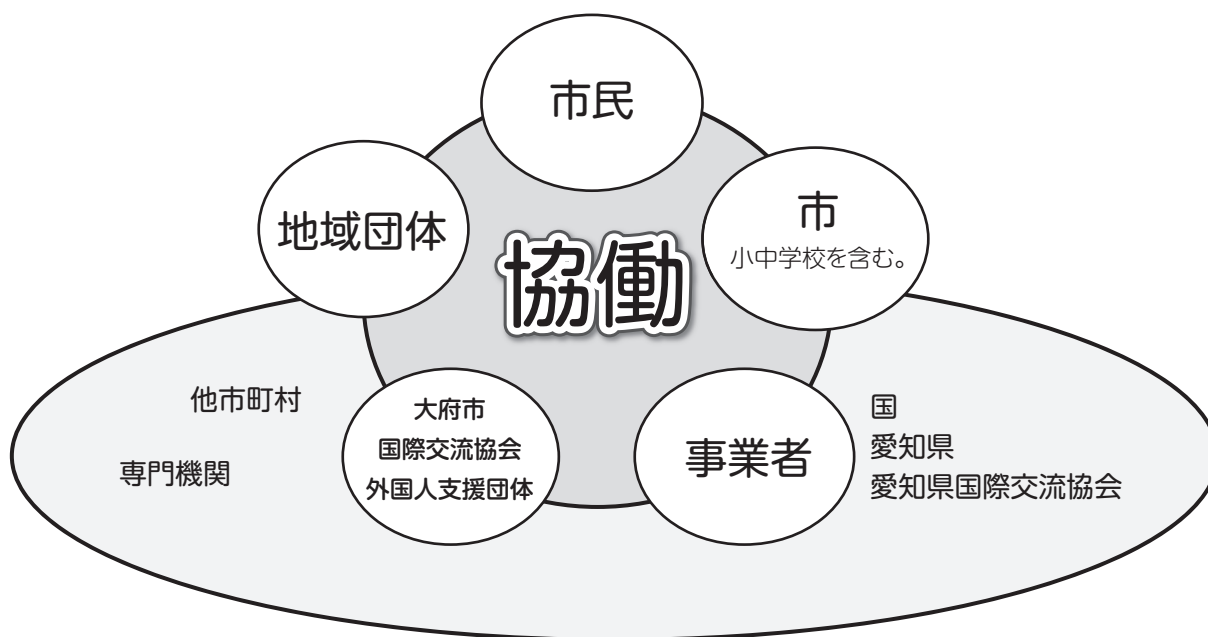


第3章 推進体制

1 推進体制

多文化共生社会の実現に向けた取組は、外国人市民*の生涯を通じたライフステージ全般に関わることであり、幅広い分野に及びます。本プラン実現のためには、市のみでなく、市民、地域団体、大府市国際交流協会を始めとする外国人支援団体*、事業者がそれぞれ連携した体制で推進していくことが求められます。また、本市のみでは解決が難しい課題やほかの地域に学ぶべき事例がある場合は、国、愛知県、愛知県国際交流協会、他市町村、専門機関の協力も得る必要があります。

市においては、市民代表等により構成される大府市多文化共生推進委員会に本プランの施策に基づく事業の報告と意見聴取を行うことで、施策の実施状況や施策目標の達成状況等を点検・評価します。また、当該委員会の意見を庁内の関係各課等により構成される大府市多文化共生推進会議に展開しながら事業を進めていきます。



2 各主体に期待される役割

主 体	期 待 さ れ る 役 割
国	「外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく」（骨太の方針 2018）と示されています。
愛知県	「広域的な施策・先導的な取組の実施、外国人県民を含む様々な主体の連携・協働の推進、国への要望などを行う」（あいち多文化共生推進プラン 2022）と示されています。
市	本プランに基づいて多文化共生社会実現のための各施策を推進していきます。日本語教育について、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）第 5 条に則り、国や愛知県との適切な役割分担を踏まえて推進していきます。
小中学校	全ての児童生徒に対する多文化共生教育推進のほか、外国人児童生徒*に対する学習支援、外国人児童生徒とその保護者に対する進路情報の提供などが望まれます。
事業者	雇用する外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、地域社会への適応を促進するための取組などが求められます。
市民	<p>【日本人市民】 外国の文化や生活習慣などの理解、外国人市民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流などが期待されます。</p> <p>【外国人市民】 日本語の学習、日本の文化や生活習慣などの理解、地域活動への参画、日本人市民との積極的な交流などが期待されます。</p>
地域団体	外国の文化や生活習慣などの理解、外国人市民に対する地域社会の担い手としての認識、積極的な交流、外国人市民の地域社会への適応を促進するための取組などが期待されます。
外国人支援団体 (大府市国際 交流協会等)	各団体独自のノウハウや情報の蓄積、主体的な活動の実施、公的な機関では難しい人的ネットワークの構築、市民同士の草の根交流の推進などが期待されます。

第4章 資料

1 用語集（五十音順）

用語	解説
あ行	
あいち医療通訳システム [AiMIS]	愛知県、医療関係団体、大学、県内全市町村で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営する、外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステム。通訳派遣、電話通訳、文書翻訳を行う。通訳にかかる経費は、医療機関と利用者本人が負担する。
大府市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定により、大府市防災会議が防災基本計画に基づいて作成する防災計画。
大府市防災ガイドブック	浸水被害を想定した「洪水ハザードマップ」、各地区の避難所や震火災避難広場などが掲載された「防災マップ」、避難の備えや避難時の心得などの様々な防災情報が掲載された、大府市の発行する防災に関するガイドブック。
大府市地域包括ケア推進 ビジョン	総合計画を踏まえ、各種個別計画の「上位概念」として位置付けられ、本市としての地域包括ケアにおける基本的な考え方を明確化したもの。
か行	
外国人支援団体	本プランでは、外国人市民を支援することを主な目的として活動するNPO法人や任意団体などの民間団体を指す。
外国人児童生徒	本プランでは、外国籍の子どもを始め、外国にルーツを持つ小中学校に通う子どもを指す。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子ども。外国籍の子ども（外国語のみ話せる、日本語のみ話せる、両方の言語を話せるなど、母語や言語習得の状況は様々）、日本国籍を取得した子どもに加え、場合によっては、外国で生まれ育った日本人の子どもなども含む。
外国人市民	本プランでは、外国籍の市民を始め、外国にルーツを持つ市民を指す。外国籍の市民（外国語のみ話せる、日本語のみ話せる、両方の言語を話せるなど、母語や言語習得の状況は様々）、日本国籍を取得した市民に加え、場合によっては、外国で生まれ育った日本人なども含む。

※各章（第2章は各分野）ごとに、初出の用語に「*」を付記しています。

用語	解説
外国人総合窓口 「ウェルサポ」	本市の市庁舎内に開設した、外国人市民の相談等に対して総合的に対応する窓口。多言語に翻訳した、本市で暮らす上での重要な生活情報の提供もを行っている。
外国人登録制度	かつて市町村で作成していた、外国人住民に関する記録。平成 24 年度の住民基本台帳法改正で廃止された。
携帯型音声翻訳機	携帯できる自動音声翻訳機。翻訳機に向かって日本語あるいは外国語で話しかけると画面に自動翻訳した外国語あるいは日本語が表示され、言語によっては音声も流れる。
言語別ポケットブック	本市での生活に役立つ情報を英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語に翻訳したもの。緊急連絡先やアレルギー情報等も書き込めるようになっている。
公営住宅	公営住宅法に基づき都道府県や市町村が建設し、賃貸する住宅。市営住宅は市、県営住宅は県が建設・運営する公営住宅を指す。
コミュニケーションボード	話し言葉によるコミュニケーションが困難な場合に、分かりやすいイラストを指でさしながら意思疎通を図るためのツール。
さ行	
災害時多言語表示シート	一般財団法人自治体国際化協会の提供する、災害時に使用されることの多い用語を多言語に翻訳したシート。
在留外国人	特別永住者と中長期在留者（「短期滞在」「公用」「外交」以外の 3 か月を超える在留資格を有する外国人）。
在留資格	「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格。
就学前児	小学校の就学年齢に満たない子ども。
住宅セーフティネット	経済的な理由などによって住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための社会制度。公営住宅は、住宅セーフティネットのひとつ。
た行	
第 6 次大府市総合計画	令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画。多文化共生については、健康領域「くらしの健康」の政策目標 3「支え合い学び合うまち」の中の施策 3「国籍・性別を超えて共に支え合うまちづくり」に記載されている。
タガログ語	フィリピンの言語のひとつ。

用語	解説
多言語情報翻訳システム	愛知県国際交流協会が提供している、防災情報や生活情報の中でよく使われる文例を多言語に翻訳できるシステム。
多言語生活情報セット	外国人総合窓口で配布する、特に重要な生活情報資料をひとつの封筒にまとめた資料セット。
テレビ電話通訳システム	タブレットを用い、コールセンターにいる通訳者とテレビ電話のように話せる通訳システム。窓口などに訪れた外国人市民と市職員、通訳者が互いの顔を見ながらコミュニケーションを取ることが可能。
な行	
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人及びその子孫。
日本語指導が必要な児童生徒	本プランでは、国籍にかかわらず、日本語で日常会話が十分にできない、日常会話ができていても学年相当の学習言語（教科の学習などに使う言語のこと。抽象的、概念的な語彙が多く含まれる。）が不足し学習活動への参加に支障が生じているなど、日本語そのものの指導が必要な児童生徒を指す。
日本語指導担当教諭	日本語指導を必要とする児童生徒が一定数を超えたとき、愛知県教育委員会により配置される日本語指導担当の教諭。児童生徒の生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行う。
日本語初期指導	本プランでは、日本語指導が必要な児童生徒や就学前児に対して、日常生活や学校で必要となる基礎的な日本語を集中的に指導することを指す。
日本語・母語指導員	日本語と外国語の2か国語を話すことができる指導員。学校生活における通訳、母語の習得が十分でない児童生徒への母語指導、日本語指導が必要な児童生徒への学習支援、保護者のサポートなどを行う。
は行	
ピクトグラム	より多くの人が一目見て理解できるように作られた、単純な図を用いた案内記号。
不就学	学齢期の子どもがいずれの学校にも就学していない状態のこと。
母語	幼少期から自然に習得する言語。
や・ら行	
やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、難しい語彙を使わない、文の構造を簡単にするなど、外国人にも分かりやすく配慮された日本語。 (例)「停電」→「電気が止まっている」など
リーマンショック	平成20年（2008年）9月にアメリカ合衆国の投資銀行が破綻したことに端を発して起こった世界的な金融危機。

2 大府市の多文化共生施策の変遷

年 月	内 容
平成 4 (1992) 年 4 月	大府市国際化会議を設置 大府市国際化会議設置要綱を施行 大府市国際交流基金を設置
平成 4 (1992) 年 10 月	大府市国際交流協会が設立
平成 6 (1994) 年 4 月	企画部企画課に国際交流担当主査を設置 大府市国際交流協会が日本語教室を開講
平成 7 (1995) 年 4 月	大府市国際交流協会が外国人向け情報紙『ほほえみ』を刊行
平成 12 (2000) 年 4 月	総務部企画課 国際交流係を設置
平成 13 (2001) 年 8 月	大府市国際交流協会が外国語相談窓口を開設
平成 13 (2001) 年 11 月	大府市国際交流協会が公式ウェブサイトを開設
平成 17 (2005) 年 4 月	市民協働部文化国際課 国際交流係に変更
平成 21 (2009) 年 4 月	大府市国際化会議の名称を大府市多文化共生推進会議に変更
平成 22 (2010) 年 4 月	市民協働部文化国際課 多文化共生係に変更
平成 22 (2010) 年 4 月	大府市多文化共生推進委員会を設置
平成 23 (2011) 年 3 月	大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ～を策定
平成 25 (2013) 年 4 月	市民協働部協働促進課 多文化共生係に変更 行政文書の外国語翻訳を開始 外国人支援団体地域多文化ネット WKY が設立
平成 26 (2014) 年 8 月	市公式ウェブサイトにて外国語での生活情報の掲載を開始
平成 27 (2015) 年 10 月	大府市多文化共生推進プラン 2 を策定
平成 28 (2016) 年 8 月	外国人支援団体クリアンサの会が設立
平成 29 (2017) 年 4 月	市民協働部青少年女性課 多文化共生係に変更
平成 30 (2018) 年 5 月	テレビ電話通訳システムを市庁舎に導入
平成 31 (2019) 年 4 月	携帯型音声翻訳機を市庁舎等に導入
令和 2 (2020) 年 3 月	外国人総合窓口「ウエルサポ」を青少年女性課に開設
令和 3 (2021) 年 2 月	大府市多文化共生推進プラン 3 を策定

3 大府市多文化共生推進プラン 3 策定の経過

年 月 日	内 容
令和元（2019）年度	
令和元年 8 月 8 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●多文化共生に関する課題について
令和元年 11 月 28 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●プラン基本目標、施策体系図等について
令和 2 年 2 月 5 日	第 2 回多文化共生推進会議 ●プラン基本目標、施策体系図、具体的施策について
令和 2 年 2 月 27 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン基本目標、施策体系図、具体的施策について
令和 2（2020）年度	
令和 2 年 6 月 25 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン現状と課題、具体的施策について
令和 2 年 8 月 20 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●プラン案について
令和 2 年 9 月 17 日	市議会総務委員協議会説明
令和 2 年 9 月 30 日	市議会全員協議会説明
令和 2 年 10 月 1 日	パブリックコメント開始（10 月 30 日まで）
令和 2 年 12 月 3 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●パブリックコメントについて
令和 3 年 2 月 18 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン関連事業について

4 大府市多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく社会の実現に向け、多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進について広く意見を聴取するため、大府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 多文化共生の社会づくりに向けた市のあり方に関すること。
- (3) 外国人市民の現状と課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 団体、行政機関等から推薦された者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

- (1) 委員長が互選される前の会議を招集するとき。
 - (2) 委員長及び副委員長が欠けたとき。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部青少年女性課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

5 大府市多文化共生推進委員会委員名簿

役職名	氏名	所属等	
委員長	松宮 朝	愛知県立大学 教育福祉学部 准教授	
副委員長	大嶋 順治	クリアンサの会 会長	
委員	岡田 雅子	大府市国際交流協会	
//	竹内 マリア クリスティーナ	外国語相談員	
//	齊藤 賢	公募委員	
//	菅原 和利	県営梶田住宅自治会長	令和元年度まで
//	嘉無木 美穂子	星和化成株式会社	令和2年度から
//	井上 東	大府市教育委員会 指導主事	

事務局

氏名	所属等	
山内 健次	副市長	
丸山 青朗	市民協働部長	令和元年度まで
玉村 雅幸	市民協働部長	令和2年度から
間瀬 恵	市民協働部 青少年女性課長	
今村 由香	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係長	
野田 小百合	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係	令和元年度まで
森田 七美	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係	令和2年度から
ケビン ハンフリーズ	大府市国際交流員	

・所属等は、本プラン策定時点のものを記載しています。



大府市多文化共生推進プラン 3

令和3年2月発行

発行 大府市

愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL (0562) 47-2111 (代表)

<https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集 大府市市民協働部青少年女性課